

建設工事の入札参加資格審査 追加申請の手引き (窓口申請用)

広島県庄原市

1. 資格審査

庄原市が令和3・4年度に発注する建設工事の一般競争入札および指名競争入札（随意契約を含む。）に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書および添付書類を、所定の期日までに提出しなければなりません。原則として電子申請を行うものとし、やむを得ない場合に限り窓口申請を行ってください。ただし、窓口申請を行えるのは、主たる営業所を県内に有する者に限ります。

なお、利用者登録番号、電子入札用のICカードをお持ちの方及び県外業者（主たる営業所を県外に有する者）は、電子申請を行ってください。

2. 申請の期間、提出先等

(1) 申請期間

	申請期間
追加第1回	令和3年5月10日（月）から令和3年5月14日（金）まで
追加第2回	令和3年7月5日（月）から令和3年7月9日（金）まで
追加第3回	令和3年10月4日（月）から令和3年10月8日（金）まで
追加第4回	令和4年2月14日（月）から令和4年2月18日（金）まで
追加第5回	令和4年5月9日（月）から令和4年5月13日（金）まで
追加第6回	令和4年9月5日（月）から令和4年9月9日（金）まで

※提出期限を過ぎると受け付けることはできませんので、期間内に必ず申請してください。

(2) 提出先および提出方法

ア 提出先 庄原市総務部管財課

イ 提出部数 1部

ウ 提出方法 持参または郵送

※提出書類の詳細については、別紙 **提出書類一覧表**をご確認ください。

3. 申請資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を申請することができません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 申請しようとする工事業種について、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていない者

- (3) 申請しようとする工事業種について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による必要な経営事項審査を受けていない者
- (4) (3)で定める必要な経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高がない者
- (5) 資格審査を申請するときに、消費税、地方消費税ならびに法人住民税の滞納がある者
- (6) 経営事項審査の申請または入札参加資格の審査に係る申請において虚偽の申告をし、または重要な事実について申告を行わなかった者
- (7) プレストレストコンクリート工事、法面処理工事または鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事または鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者
- (8) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く。）
 - ア 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
 - イ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - ウ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

4. 必要な経営事項審査の総合評定値通知書

今回の申請で使用できる経営事項審査（以下「経審」とする。）総合評定値通知書は、次の条件を満たす必要があります。

	必要な経営事項審査の総合評定値通知書
追加第 1 回	令和元年 10 月 10 日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの
追加第 2 回	令和元年 12 月 5 日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの
追加第 3 回	令和 2 年 3 月 4 日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの
追加第 4 回	令和 2 年 7 月 14 日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの
追加第 5 回	令和 2 年 10 月 9 日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの
追加第 6 回	令和 3 年 2 月 5 日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの

※「審査基準日」とは次のとおりです。

- ・経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日
- ・合併時、譲渡時、分割時（「合併時等」という）経審など特殊経審の場合は合併時等

※「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」および「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。

「保険への加入が確認できる書類」とは次のとおりです。

(1) 雇用保険

概算保険料または確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し

(2) 健康保険および厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認または標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

5. 資格の通知等

(1) 申請書類の受付

申請書類の受付については下記2つの方法で対応します。

ア 返信用封筒やはがきによる受付

申請様式に受付表（様式第5号）を用意していますので、申請書類に返信用封筒やはがきを同封いただきましたら、受け付けた旨を返信します。（当市では返信用封筒やはがきを用意しません。）

イ 電子メールによる受付

この受付方法を希望される場合は、申請書類を当市に送付されるタイミングに合わせ、下記の要領にて庄原市総務部管財課へ電子メールをお送りください。申請書類を受け付けましたら、返信メールにて書類を受け付けた旨を返信します。

この場合、当市の受付印を押印した書類（受付印を押印した書類をPDFファイル化して返信メールに添付する等）はお返ししません。

○送付先アドレス：keiyaku@city.shobara.lg.jp

○電子メールのタイトル：

「令和3・4年度 入札参加資格申請（追加申請）について（庄原市宛）」

○電子メールの文書内容：会社名と申請書類の送付日を簡単に記してください。

(2) 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定した者については、資格を認定した後にすみやかに庄原市ホームページ「入札・契約のページ」に掲載し、通知に代えます。

(3) 入札参加資格の取消し

入札参加資格を認定後、経営事項審査の申請または入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、または重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

6. 入札参加資格の有効期間

資格の有効期間は、いずれの追加回の場合においても、資格が認定された日から令和5年3月31日まで有効です。ただし、この資格は、令和5年度においても、その年度における資格が認定される日までは有効とします。

なお資格があると認めた者について、資格の認定は、申請期間終了後一ヶ月を目処に行います。

お問い合わせ及び書類提出先

庄原市総務部管財課契約係

電話 0824-73-1203 FAX 0824-72-3322

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

E-mail : keiyaku@city.shobara.lg.jp

別紙 提出書類一覧表（令和3・4年度 入札参加資格審査申請（建設工事））

- ・提出書類については、資格審査の申請日を基準日として作成してください。
- ・書類は、下表の順番どおりに該当するものをA4フラットファイルに綴じこんでください。その際、写しによるものは両面印刷でも構いません。
- ・申請書類の様式は、国土交通省統一様式に準じたものであれば、独自の様式を使用されても構いません。

	提出書類	様式番号	市内業者 (※)	市外業者
1	入札参加資格審査申請提出書類一覧表	第1号	○	○
2	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）	第2号	○	○
3	直近に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第1号及び別表）の写し ・更新手続中の場合にのみ提出。		○	○
4	経営事項審査結果通知書の写し		○	○
5	庄原市の法人市民税について滞納がないことを証した書面（原本） ・申請日の3ヵ月前の日以降に発行されたもの。 ・庄原市内に営業所がない等、納税の義務がない場合は不要		○	○
6	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） ・申請日の3ヵ月前の日以降に発行されたもの。 ・国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3による納税証明書		○	○
7	営業所一覧表 ・該当する営業所がない場合は提出不要	第3号	○	○
8	委任状 ・代表者から営業所等の長に契約締結等の権限を委任する場合に提出してください。	第4号	○	○
9	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し ・申請日の3ヵ月前の日以降に発行されたもの。 ・加入している者のみ提出してください。		○	○
10	市税等納税調査承諾書（※） ・庄原市ホームページ「入札・契約のページ」の、「入札参加資格申請のページ」に掲載している様式を使用してください。		○	
11	工事経歴書（経営事項審査申請書の添付書類としたものの写し）（※） ・過去2年間程度の経歴を記載してください。		○	

	提出書類	様式番号	市内業者 (※)	市外業者
12	技術者名簿（申請時点で最新のもの）（※） ・申請日時点において、「健康保険被保険者証」の写しまたは「市区町村が作成する住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書」（申請者が事業所に4人以下の従業員を使用する個人事業者の場合で、健康保険被保険者証を発行していない場合に限る。）の写しによって所属建設業者が確認できる技術者のみ記入してください。 ・様式は定めませんので、独自の様式にて作成してください。		○	

※ 市内業者…主たる営業所を庄原市内に有する者

市外業者…主たる営業所を庄原市外に有する者

（ただし、委任先の営業所を庄原市内に有する者は10～12の書類を提出してください。）